

# 參考資料

---

## 1 令和5年度 災害共済給付ガイド

### はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）では、学校等の管理下<sup>※</sup>における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うとともに、国の事故防止の施策と連携しながら、災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用した学校等における事故防止に関する業務を一体的に行うことにより、事故防止の取組を推進しています。

本ガイドは、災害共済給付制度の概要や給付の流れ、令和4年度における災害共済給付の加入状況、発生件数、給付状況などと合わせ、学校等における事故防止に関する調査研究、事故情報の収集・整理・分析、さらにこれらの情報提供の状況などについて、取りまとめてご紹介するものです。

JSCでは、これまで以上に学校等における事故防止の取組に対する支援を強化するとともに、学校等の管理下における事故防止を含め、学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に積極的に貢献していきたいと考えておりますので、関係機関、関係者の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力くださるようお願いいたします。

本ガイドが、学校等の現場における事故防止の取組の参考資料として関係者の皆様にご活用いただければ幸いです。

なお、令和5年4月1日より、災害共済給付に関する業務の所管は、文部科学省からこども家庭庁に移管されました。

災害共済給付事業部



<sup>※</sup>独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号に定める「学校の管理下」については、同法施行令において「保育所等の管理下」に読み替え、保育所等の災害共済給付に準用されていることから、本ガイドでは、「学校等の管理下」と表記します。

## 目次

<b>1 災害共済給付事業</b>	
<b>(1) 災害共済給付制度の説明</b> .....	<b>3</b>
①制度の性格 .....	3
②災害共済給付契約 .....	3
③給付の流れ .....	5
④給付の対象となる災害の範囲と給付金額 .....	6
⑤免責の特約 .....	7
⑥給付金支払請求の「時効」 .....	9
⑦請求書類の医療機関の証明 .....	9
⑧災害共済給付オンライン請求システム .....	10
⑨令和4年度の災害共済給付勘定の収支状況 .....	11
⑩数字で見る災害共済給付 .....	11
<b>(2) 学校等における事故防止に関する情報発信</b> .....	<b>15</b>
①学校等における事故防止に関する調査研究 .....	15
・令和5年度 of 取組 .....	15
・調査・研究の主な成果物 .....	16
②情報の収集・整理・分析 .....	17
③情報発信 .....	18
<b>2 組 織</b> .....	<b>20</b>
<b>3 沿 革</b> .....	<b>21</b>
災害共済給付に関する業務のあゆみ .....	21
<b>4 所在地一覧</b> .....	<b>22</b>

# 1 災害共済給付事業

## (1) 災害共済給付制度の説明

### ① 制度の性格

災害共済給付制度とは、JSCと学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校等の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

現在、全国の学校等で児童生徒等総数の約95%にあたる1,596万人（令和4年度）が加入しています。

#### ◆ 国・学校等の設置者・保護者の三者による互助共済制度



### ② 災害共済給付契約

#### ◆ 対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

#### ◆ 共済掛金の額

児童生徒等1人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりです。

（令和5年5月現在）

学校種別	一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920(460)円	40(20)円
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150(1,075)円
	定時制 夜間等学科	980(490)円
	通信制 通信制学科	280(140)円
高等専門学校	1,930(965)円	
幼稚園	270(135)円	
幼保連携型認定こども園	270(135)円	
保育所等	350(175)円	40(20)円

（注）1（ ）内は、沖縄県における共済掛金の額です。

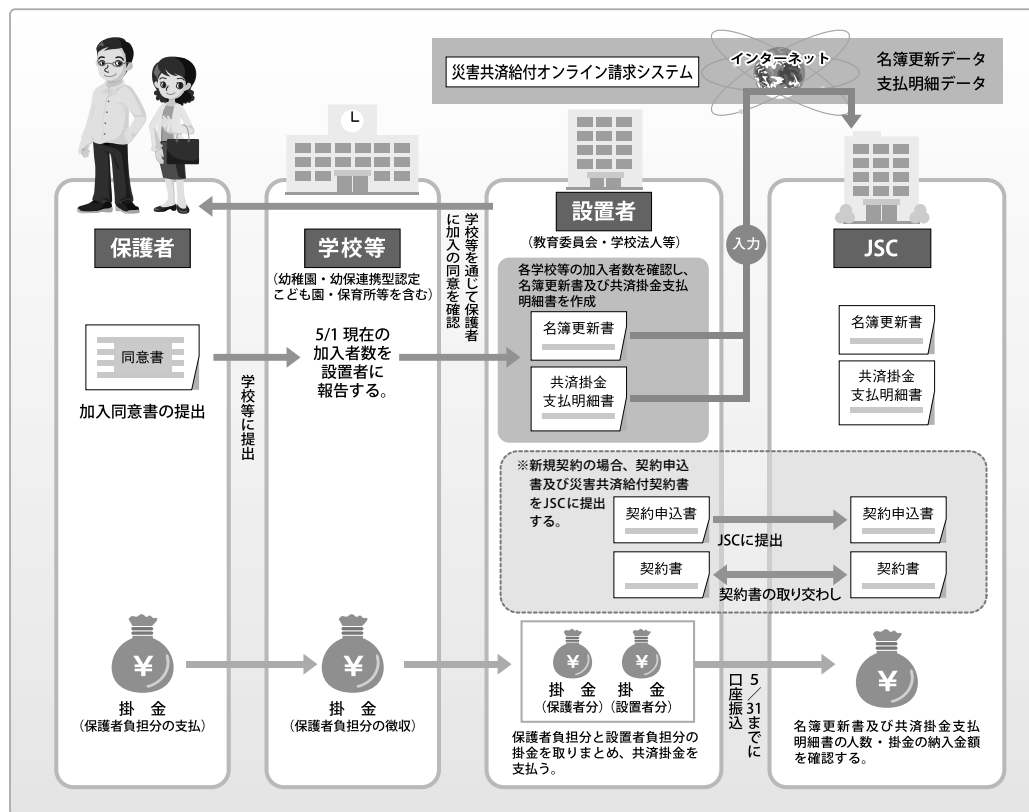
（注）2 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校等では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校等の設置者が負担します。

（注）3 学校等の設置者が免責の特約（7ページ詳細）を付けた場合は、左表の額に、児童生徒等1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

（注）4 要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒をいいます。要保護児童生徒については、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒とは別に共済掛金の額を定めています。

制度の説明

◆ 災害共済給付契約から共済掛金の支払まで



災害共済給付契約

- JSCと学校等の設置者との間で締結します。
- 契約締結期間は、毎年5月1日から5月31日までです。

名簿更新

- 次年度以降は、毎年度、名簿更新書を提出することによって契約内容が継続されます。
- 毎年5月1日から5月31日までの間に、名簿更新基準日である5月1日現在の加入者数を報告します。

共済掛金の支払

- 学校等の設置者が毎年度、加入者の掛金を取りまとめ、一括してJSCに支払います。
- 支払期限は、毎年5月31日です。5月31日が日曜日の場合は翌日6月1日、土曜日の場合は翌々日の6月2日となります。
- 期限内に支払われた場合は、その年度の4月1日以降に発生した災害が給付の対象となります。
- 期限後に支払われた場合は、その年度の支払日以降に発生した災害が給付の対象となります。

システムの利用

- 災害共済給付オンライン請求システムにある名簿更新機能を利用することにより、名簿更新書及び共済掛金支払明細書を簡単に自動作成することができます。
- 名簿更新機能は名簿更新時期になるとシステム上の画面に表示されます。

加入者名簿及び要保護児童生徒名簿の提出

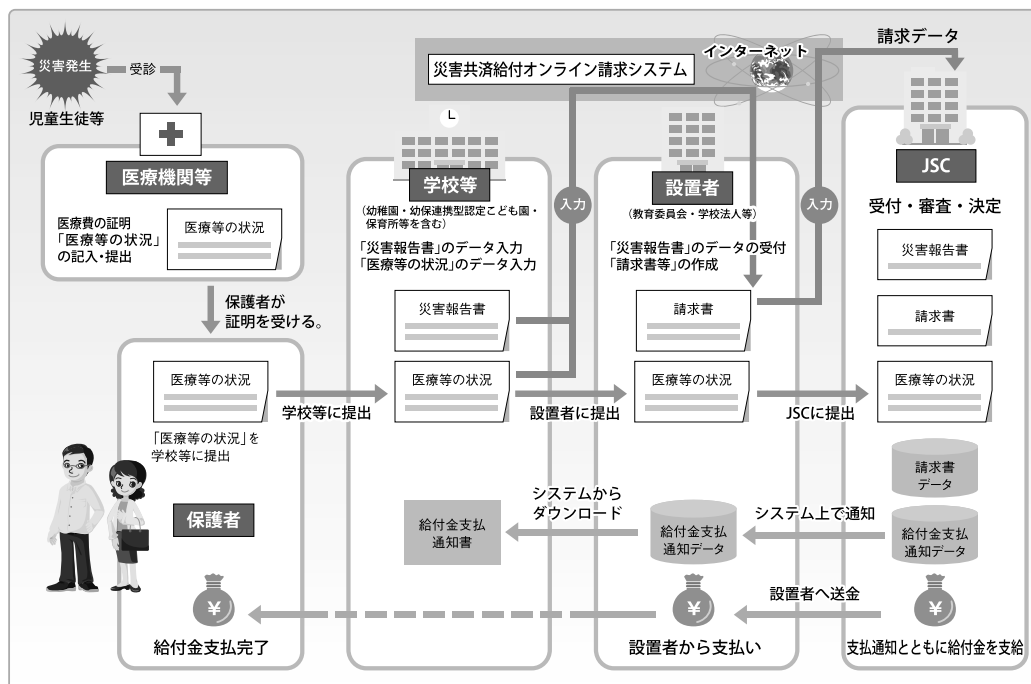
- 在籍者全員が加入する場合は、加入者名簿の提出は省略できます。
- 在籍児童生徒等の一部に未加入者がある場合は、加入者全員の名簿の提出が必要となります。
- 要保護児童生徒がいる場合は、要保護児童生徒名簿の提出が必要となります。

※5月2日から当該年度の末日までの間に経営を開始した保育所等における契約締結期限及び共済掛金の支払期限は、「その経営を開始した日の属する月の翌月の末日」となります。  
 ※ここでいう加入者とは、加入する児童生徒等のことを指します。

### ③ 給付の流れ

災害共済給付は、災害共済給付オンライン請求システムにより行われています。事故発生から給付までの流れは次のとおりです。

#### 災害共済給付オンライン請求システム概略図



- 1 JSCが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。
- 2 初診から治りまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものが、給付の対象となります（医療保険でいう被保険者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）。
- 3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定により、国又は地方公共団体から給付等（例えば障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 7 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童生徒等の災害には、給付を行いません。
- 8 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 9 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 10 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

制度の説明

④ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ● 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ● 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの ● 学校給食等による中毒 ● 異物の嚥下又は迷入による疾病 ● ガス等による中毒 ● 漆等による皮膚炎 ● 熱中症 ● 外部衝撃等による疾病 ● 溺水 ● 負傷による疾病	
障 害	学校等の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死 亡	学校等の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円〕
	突 然 死 ● 運動などの行為に起因する突然死 ● 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の災害の場合も同様〕

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

- ▶ **供花料の支給**…学校等の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。
- ▶ **歯牙欠損見舞金の支給**…学校等の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給します。
- ▶ **通院費の支給**…へき地にある学校（義務教育諸学校）の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。

学校等の管理下の範囲について

災害共済給付の対象となる学校等の管理下の範囲は、以下のような場合です。

- **学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育中を含みます。）**  
 例えは→ ・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中  
 ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除等）
- **学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合**  
 例えは→ ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等
- **休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合**  
 例えは→ ・始業前、業間休み、昼休み、放課後
- **通常の経路及び方法により通学する場合（登園・降園を含みます。）**  
 例えは→ ・登校（登園）中、下校（降園）中
- **その他、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合**  
 例えは→ ・学校の寄宿舎にあるとき  
 ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中  
 ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

## ⑤ 免責の特約

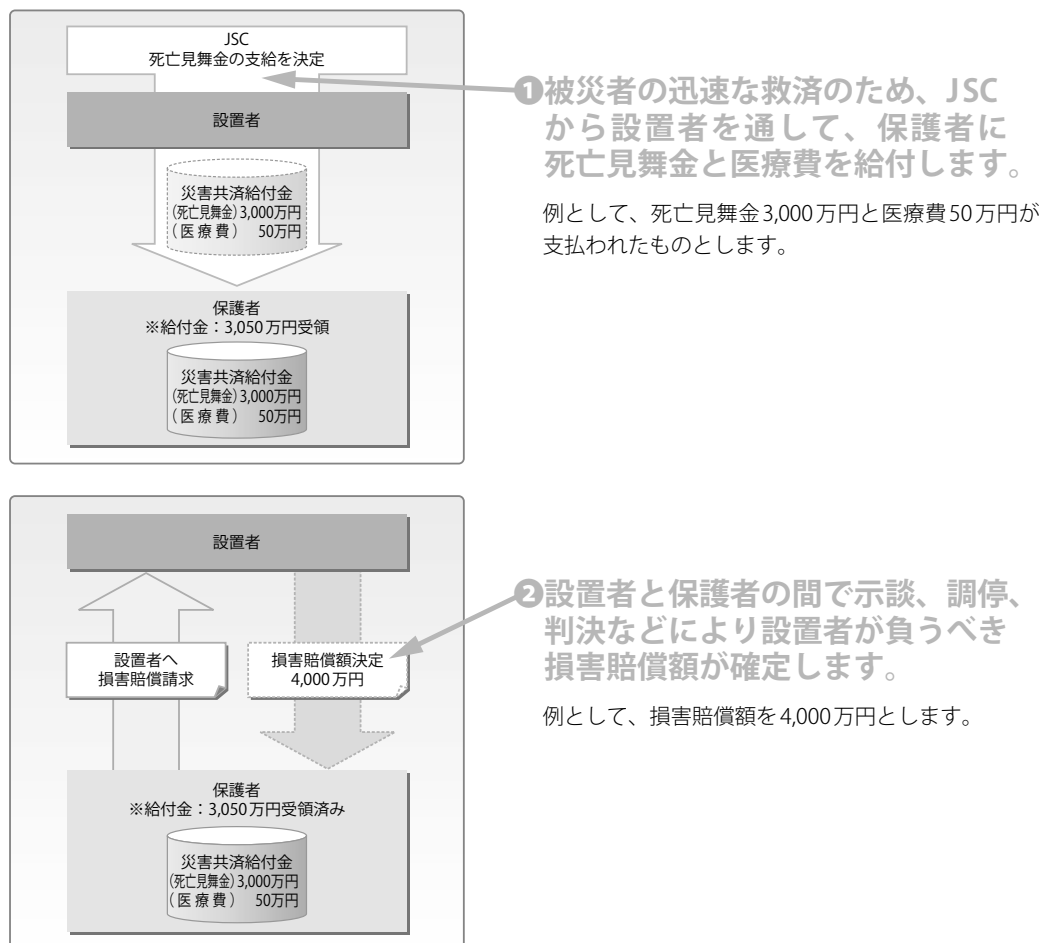
災害共済給付は学校等の管理下で児童生徒等の災害が発生した場合に行われますが、その中には被災児童生徒等以外の第三者の過失責任等による災害もあります。この場合、法律上の規定では、第三者に対してJSCが給付した分の支払を求めることとなりますが、この第三者には学校等の設置者（以下「設置者」という。）も含まれます。

このため、設置者の過失責任等が問われる災害の場合は、まずJSCから被災児童生徒等の保護者に給付が行われ、その後、JSCはその給付金分の支払を設置者に求めることとなりますので、設置者に財政負担が生じます。「免責の特約」はこのことに備えるため、あらかじめ設置者相互の掛金負担により財源を確保し、負担の分散を図るための仕組みとして設けられているもので、設置者が過失責任等を問われ賠償に応じる場合には、JSCは設置者に給付金分の支払を求めるのではなく、この確保した財源から給付金分を補填することとなります。同時に、設置者にとってはJSCが支払った給付金は自らが支払った損害賠償金とみなされ、その部分の支払が免責されることとなります。免責の対象となる給付金には、JSCが給付した医療費、障害見舞金及び死亡見舞金のすべてが含まれます。

この仕組みは、災害共済給付契約の目的である災害共済給付を行うことによって学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に資するという制度そのものの円滑な運用にも役立っています。

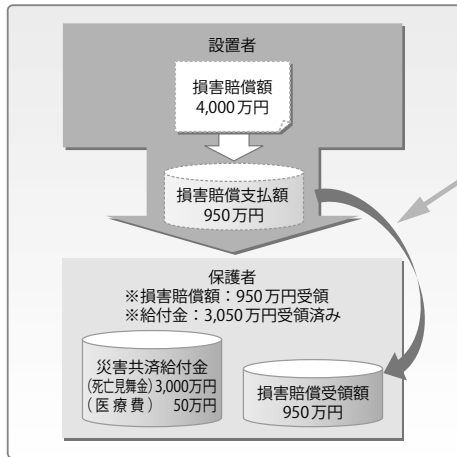
### ❖ 設置者の過失責任等が問われる災害の場合

ここでは、被災児童生徒等が亡くなり、設置者の過失責任が問われた場合を想定します。



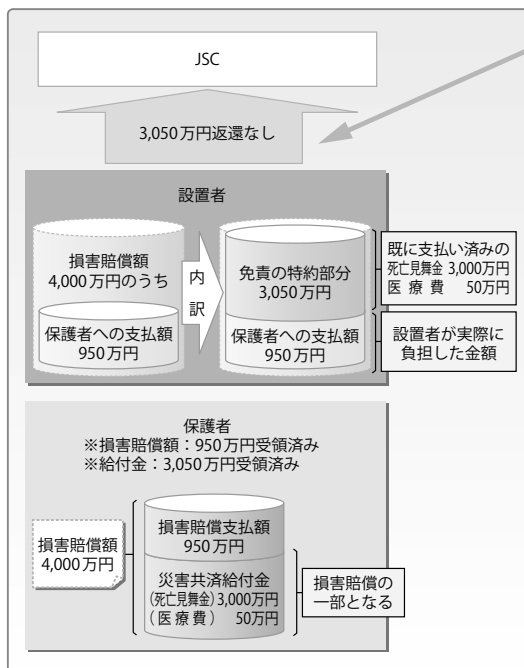


制度の説明



③ 損害賠償額の決定後、設置者は、既にJSCから支給された死亡見舞金及び医療費と損害賠償額との差額を保護者に支払います。

ここでは、950万円を保護者に支払います。



④ 既にJSCから支給された死亡見舞金及び医療費の額は、免責の特約によって、支払を免除されます。

JSCは、給付を行ったことにより、3,050万円の求償権を設置者に対し取得しますが、免責の特約を付した契約者には求償権を行使しません。したがって、設置者は、3,050万円をJSCへ返還する必要はありません(3,050万円については、全国の設置者が負担する「免責の特約の掛金」から充当されます。)

実際に損害賠償の請求がなされる場合、示談、調停や判決など、さまざまな解決方法がありますが、免責の特約を活用するためには、先に災害共済給付を受ける必要があります。また、設置者は、保護者と取り交わす示談書、調停文や判決文等に、給付された災害共済給付金の金額の控除について必ず触れてもらうことを確認する必要があります。

実際の手続きについて、詳しい内容をお知りになりたい場合や、既にこのような災害が起きている場合は、JSCへ直接、ご連絡・ご相談ください。

## ⑥ 給付金支払請求の「時効」

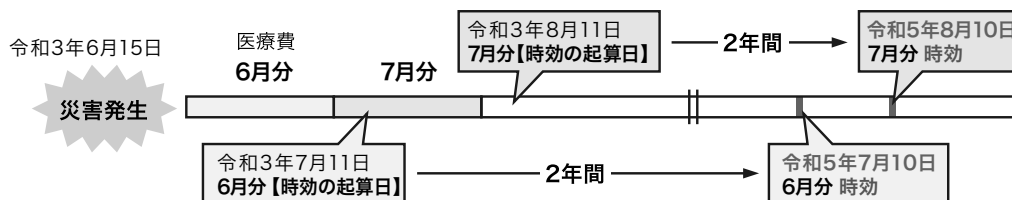
災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

医療費・障害見舞金・死亡見舞金のそれぞれの時効の取扱いは、次のとおりとなります。

### ◆ 医療費

同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月10日の翌日（11日）から起算して2年の間に請求を行わないときは、時効となります。

（例）令和3年6月～7月に受診した場合は、6月分は令和5年7月10日、7月分は令和5年8月10日までに請求が行われなければ、時効となります。



### ◆ 障害見舞金

負傷又は疾病が治った日の属する月の翌月10日の翌日（11日）から起算して2年の間に請求を行わないときは、時効となります。

（例）令和3年6月15日に治ゆ又は症状固定した場合、令和5年7月10日までに請求が行われなければ、時効となります。

### ◆ 死亡見舞金

死亡した日の翌日から起算して2年間請求を行わないときは、時効となります。

（例）令和3年6月15日に死亡した場合、令和5年6月15日までに請求が行われなければ、時効となります。

#### ○ 時効となったケース○

【事例1】ケガが治ってからまとめて請求すればよいと思い、治療終了を待っていて2年が経過した。

【事例2】最初の月の請求を行ったので、継続分についても時効は回避できたものと勘違いし、翌月以降の医療費の請求を行わず2年が経過した。※医療費は、月ごとに時効が生じます。

【事例3】医療費の給付期間（初診から最長10年）と誤って認識し、2年が経過した。

【事例4】担当者の異動や児童生徒等の転入・転出・進学等の際の引継ぎが不十分であり、2年が経過した。

## ⑦ 請求書類の医療機関の証明

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいています。

なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐを書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

## ⑧ 災害共済給付オンライン請求システム

JSCでは、「災害共済給付オンライン請求システム」(以下「本システム」)を平成17年度から導入し、現在、安定的に運用しています。

本システムは、事務の簡略化及び効率化を図ることで迅速な給付等を行うことを目的とし、年度初めの名簿更新、医療費等の支払請求、給付金等の支払通知などについて、インターネットを利用したオンラインによる手続きを可能にしています。

また、災害に関わる統計表やグラフを簡単に出力可能にするなど、充実した情報提供を行っています。



### ❑ 主な機能

#### ▶ 学校等における「報告書」の作成

通常の報告書作成はもちろん、同一原因で複数の児童生徒等が災害にあった場合には、「災害報告書(同一発生状況を複数作成)」機能を使って一括作成することができます。

#### ▶ 学校等の設置者における「請求書」の作成

学校等から届いた報告書の受付を行い、支払請求書を作成することができます。

#### ▶ 給付金支払通知書のダウンロード

設置者は、管下の学校等ごとの給付金支払通知書と集計表をダウンロードすることができます。

学校等では、設置者が本システム上でダウンロードを許可する作業を実施すると、自校の給付金支払通知書をダウンロードすることができます。

#### ▶ 請求履歴等の照会

学校等では報告書の、設置者では請求書の事務処理の進捗状況を確認することができます。

また、月別の報告書作成一覧や児童生徒別の給付一覧を確認することができます。

#### ▶ 統計情報の参照

各種統計情報をPDF文書として出力、保存できます。なお、82種類の帳票(PDF、CSV)・グラフ(PDF)の出力が可能となっています。

#### ▶ 名簿更新事務

災害共済給付契約名簿更新書、共済掛金支払明細書を作成することで、共済掛金額の計算を正確に行うことができます。

### ❑ 情報セキュリティ対策

安心してご利用いただくために、対策を講じています。

以下は、その例示となります。

#### ▶ 不正侵入対策

ファイアウォールの多段構成、統合侵入検知防御システムの導入、脆弱性診断試験の実施、統合的なシステム管理等を行っています。

#### ▶ 情報漏えい対策

通信データ及び保存データの暗号化、電子証明書の利用、ウイルス対策(ウイルス定義ファイルの随時更新)、セキュリティパッチの適用等を行っています。

#### ▶ 証跡管理

アクセスログの取得、保管、分析を行っています。

この他にも様々な情報セキュリティ対策を講じています。



### ⑨ 令和4年度の災害共済給付勘定の収支状況

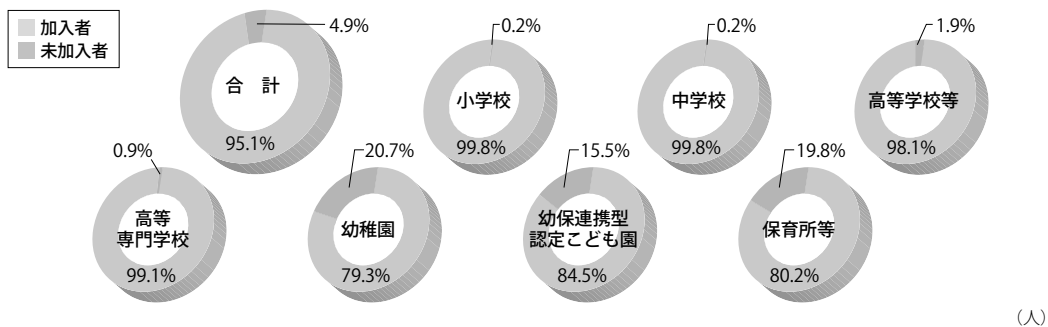
令和4年度の災害共済給付に係る経費（災害共済給付勘定）の収支状況は、下図のとおりです。



※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。  
 ※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

### ⑩ 数字で見る災害共済給付

#### ◇ 災害共済給付の加入状況(令和4年度)



学校種別	小学校	中学校	高等学校等	高等専門学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所等	合計
加入者	6,233,792	3,270,436	3,246,834	56,249	732,936	694,115	1,723,975	15,958,337
未加入者	12,476	7,456	62,930	505	191,562	127,296	425,764	827,989

(注) 未加入者数は文部科学省の学校基本調査等による令和4年度の児童生徒等総数から、令和4年度の災害共済給付契約に基づく児童生徒等の加入者数を引いたものです(基準日:令和4年5月1日)。なお、上記加入者数には、年度途中契約の加入者404人は含まれません。

※高等学校等には、高等学校(全日制・定時制・通信制)及び高等専修学校(昼間学科・夜間等学科・通信制学科)が含まれています。  
 ※保育所等とは、児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設が含まれています。

#### ◇ 発生件数・給付状況(令和4年度)

学校種別	医療費(負傷・疾病)				障害見舞金		死亡見舞金		計		
	発生件数(件)	発生率(%)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付率(%)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付件数(件)	給付金額(千円)
小学校	281,768	4.56	445,423	2,210,727	7.20	34	78,430	8	206,000	445,465	2,495,157
中学校	244,783	7.57	481,800	3,239,587	14.89	51	187,585	10	295,000	481,861	3,722,172
高等専修学校	200,183	6.75	538,187	5,962,746	18.14	150	692,285	19	505,000	538,356	7,160,031
高等専門学校	1,888	2.69	4,207	41,631	6.00	5	57,480	1	15,000	4,213	114,111
幼稚園	678	0.32	2,600	28,638	1.24	10	80,820	1	30,000	2,611	139,458
幼稚園	1,702	3.03	4,196	45,419	7.46	1	440	1	30,000	4,198	75,859
幼稚園	14,136	1.93	21,436	96,135	2.92	1	2,250	0	0	21,437	98,385
幼保連携型認定こども園	17,173	2.47	23,813	94,817	3.43	1	2,250	0	0	23,814	97,067
保育所等	40,618	2.37	55,480	226,947	3.24	6	16,400	1	30,000	55,487	273,347
計	802,929	5.06	1,577,142	11,946,652	9.94	259	1,117,940	41	1,111,000	1,577,442	14,175,592

(注) 1 上記のほか、へき地にある学校等の管理下における児童生徒の災害に対する通院費3,877千円(1,833件)、供花料2,890千円(17件)、歯牙欠損見舞金3,680千円(46件)の支給を行っており、これらを加えた給付金の合計額は、14,186,039千円

(注) 2 発生件数とは当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数です。

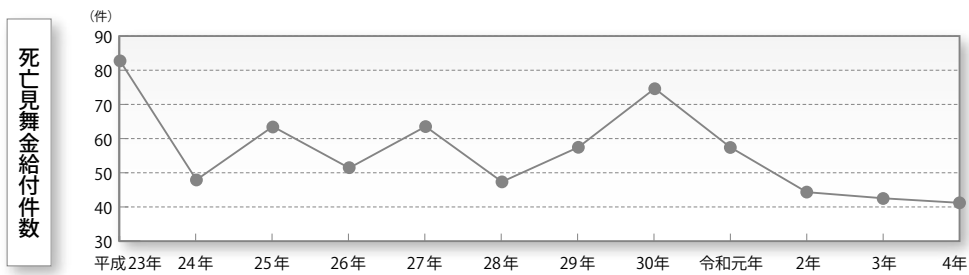
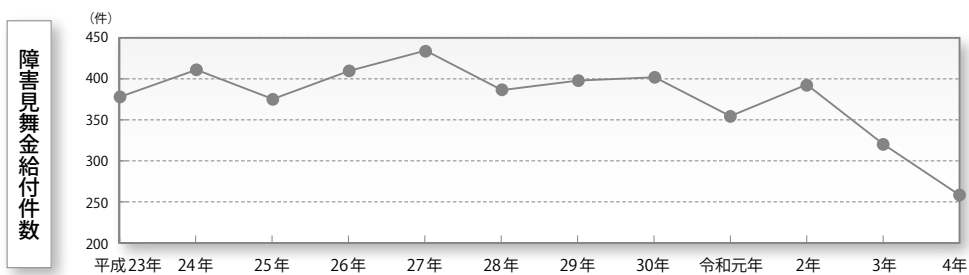
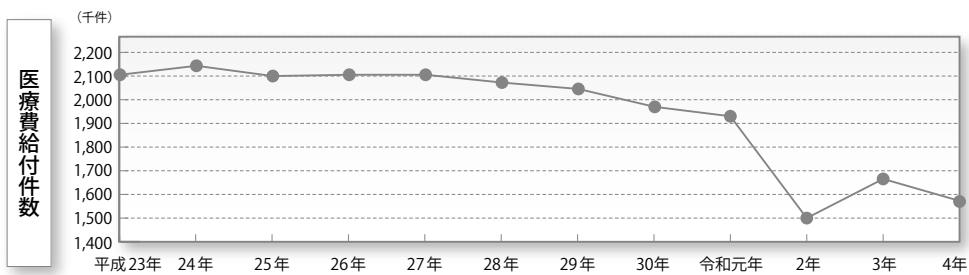
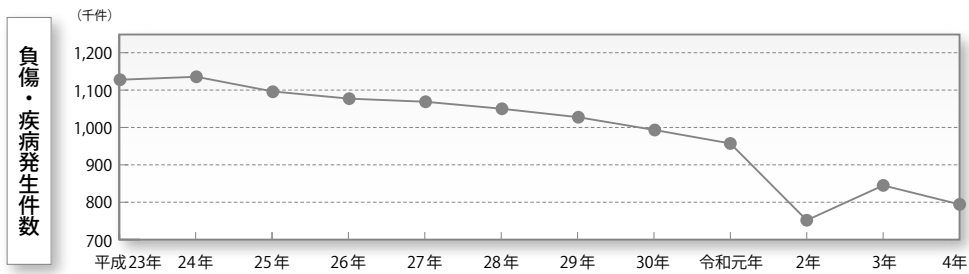
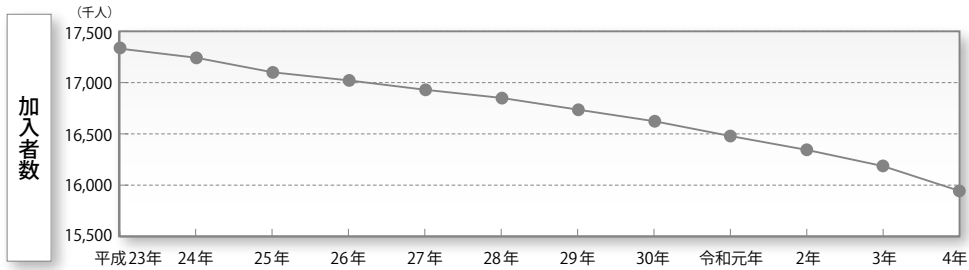
(注) 3 発生率=負傷・疾病の発生件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100(%)

(注) 4 給付率=医療費給付件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100(%)

(注) 5 金額は千円未満切捨てのため、合計金額は一致しないことがあります。

制度の説明

❑ 災害共済給付の加入状況・給付状況の推移(平成23年度～令和4年度)



## ◆ 障害・死亡見舞金・供花料・歯牙欠損見舞金の状況(令和4年度)

### ★ 障害見舞金の給付状況

#### a: 学校種別・障害等級別の給付状況

等級別	学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)	率 (%)
第 1 級		0	0	4	0	0	0	0	4	1.54
2		0	0	3	0	0	0	0	3	1.16
3		0	2	1	0	0	0	0	3	1.16
4		0	0	1	0	0	0	0	1	0.39
5		0	0	6	0	0	0	0	6	2.32
6		0	0	2	0	0	0	0	2	0.77
7		1	2	5	0	0	0	0	8	3.09
8		0	2	12	0	0	0	0	14	5.41
9		3	4	11	0	0	0	1	19	7.34
10		0	0	5	0	0	0	0	5	1.93
11		1	4	10	0	0	0	0	15	5.79
12		17	18	26	0	1	1	4	67	25.87
13		1	5	16	0	0	0	1	23	8.88
14		11	14	63	1	0	0	0	89	34.36
計		34	51	165	1	1	1	6	259	-

#### b: 学校種別・障害種別の給付状況

障害種別	学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)	率 (%)
歯 牙 障 害		5	1	44	0	0	0	0	50	19.31
視力・眼球運動障害		1	13	42	0	0	0	0	56	21.62
手指切断・機能障害		2	3	9	0	0	0	0	14	5.41
上肢切断・機能障害		1	3	3	0	0	0	0	7	2.70
足指切断・機能障害		0	0	1	0	0	0	0	1	0.39
下肢切断・機能障害		0	3	2	0	0	0	1	6	2.32
精神・神経障害		3	8	25	1	0	0	0	37	14.29
胸腹部臓器障害		2	1	7	0	0	0	0	10	3.86
外貌・露出部分の醜状障害		19	15	28	0	1	1	5	69	26.64
聴 力 障 害		1	1	1	0	0	0	0	3	1.16
せ き 柱 障 害		0	3	2	0	0	0	0	5	1.93
そ しゃ く 機 能 障 害		0	0	1	0	0	0	0	1	0.39
計		34	51	165	1	1	1	6	259	-

#### c: 学校種別・災害発生の場合別の給付状況

学校種別	各教科・ 道徳・保育		学校行事以外の 特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計 件数
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	
小 学 校	10	29.41	2	5.88	2	5.88	0	0.00	17	50.00	3	8.82	0	0.00	34
中 学 校	14	27.45	5	9.80	2	3.92	17	33.33	9	17.65	4	7.84	0	0.00	51
高等学校等	39	23.64	8	4.85	7	4.24	81	49.09	16	9.70	13	7.88	1	0.61	165
高等専門学校	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	100.00	0	0.00	1
幼 稚 園	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1
幼保連携型 認定こども園	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1
保 育 所 等	6	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6
計	71	27.41	15	5.79	11	4.25	98	37.84	42	16.22	21	8.11	1	0.39	259

(注) 上記3表中の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計しています。

制度の説明

★死亡見舞金の給付状況

a : 学校種別・死因別給付状況

死因別		学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)	率 (%)
突然死	心臓系		1	0	4	1	0	0	0	6	14.63
	中枢神経系(頭蓋内出血)		2	1	2	0	0	0	0	5	12.20
	大血管系など		0	0	2	0	0	0	0	2	4.88
	計		3	1	8	1	0	0	0	13	31.71
頭部外傷		1	2	5	0	0	0	0	8	19.51	
溺死		0	0	0	0	0	0	1	1	2.44	
頸髄損傷		1	0	0	0	0	0	0	1	2.44	
窒息死(溺死以外)		1	2	1	0	0	0	0	4	9.76	
内臓損傷		0	2	2	0	0	0	0	4	9.76	
熱中症		0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
全身打撲		2	2	3	0	0	0	0	7	17.07	
電撃死		0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
焼死		0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
その他		0	1	2	0	0	0	0	3	7.32	
計			8	10	21	1	0	0	1	41	-

b : 学校種別・災害発生の場合別の給付状況

学校種別	各教科・ 道徳・保育		学校行事以外の 特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計 件数
	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	
小学校	2	25.00	0	0.00	1	12.50	1	12.50	4	50.00	0	0.00	0	0.00	8
中学校	0	0.00	1	10.00	1	10.00	0	0.00	7	70.00	1	10.00	0	0.00	10
高等学校等	3	14.29	2	9.52	2	9.52	8	38.10	3	14.29	2	9.52	1	4.76	21
高等専門学校	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1
幼稚園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
幼保連携型 認定こども園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
保育所等	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1
計	7	17.07	3	7.32	4	9.76	9	21.95	14	34.15	3	7.32	1	2.44	41

(注) 上記2表中の件数は、死亡したときに在籍していた学校種別で集計しています。

★供花料の支給件数

学校種別	事故の型						計(件)
	対自動車事故					その他の 事故(件)	
	徒歩(件)	自転車(件)	原付自転車及び 自動二輪車(件)	その他(件)	計(件)		
小学校	1	0	0	0	1	2	3
中学校	0	1	0	0	1	2	3
高等学校等	0	6	0	0	6	5	11
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
幼保連携型 認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
保育所等	0	0	0	0	0	0	0
計	1	7	0	0	8	9	17

(注) 1 供花料は、学校等の管理下における児童生徒等の死亡で第三者から損害賠償が支払われたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。

(注) 2 表中の「対自動車事故」は、自動車損害賠償保障法によって損害賠償金が支払われたため供花料のみを支給した件数であり、同法の対象とならない自損事故によるもの(死亡見舞金支給の対象となつたもの)は、上掲(死亡見舞金の給付状況)に含まれています。

★歯牙欠損見舞金の支給件数

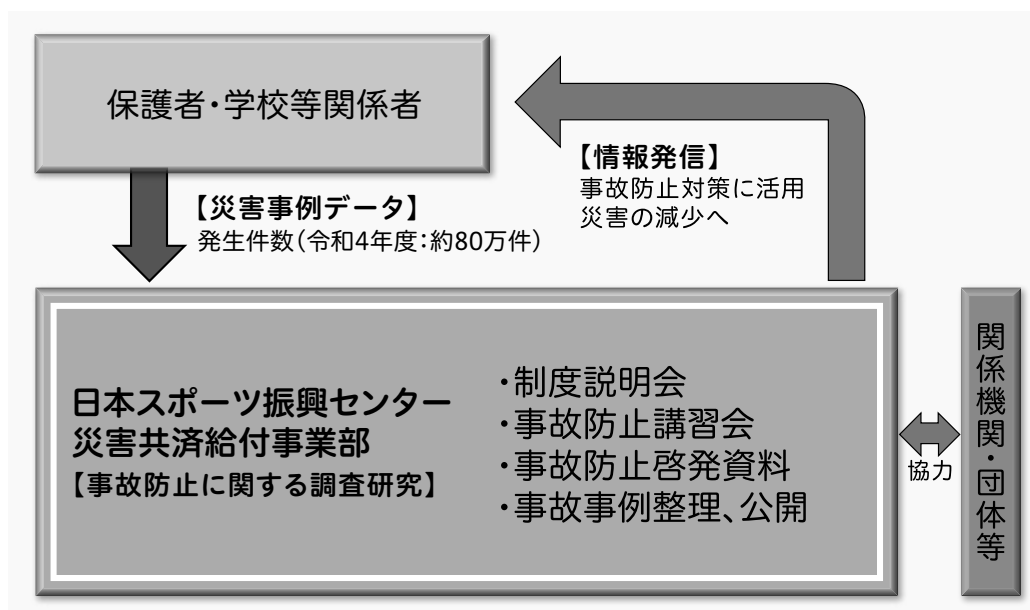
学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)
件数	6	13	26	1	0	0	0	46

(注) 1 歯牙欠損見舞金は、学校等の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損(障害見舞金の対象となるものを除く。)に対して支給するものです。

(注) 2 歯牙欠損見舞金の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計しています。

## (2) 学校等における事故防止に関する情報発信

災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用して、事例・統計データの整理、分析及び調査研究を行い、その成果を学校等関係者に分かりやすく提供することにより、学校等での災害の減少を図ることとしています。



### ① 学校等における事故防止に関する調査研究

外部有識者とJSC職員で「学校等における事故防止調査研究委員会」を組織し、選定した課題の調査研究を実施し、その結果を報告書等にまとめ、情報の提供を行います。

#### ◆ 令和5年度の取組

##### ▶ 幼稚園・保育所等における事故の傾向及び事故防止対策

これまで実施したセミナーや研修会の参加者等から「幼稚園・保育所等で活用できる資料を充実してほしい」という要望が寄せられていることに加え、近年実施した調査研究において、主に中学校・高等学校等を対象としたスポーツ事故防止に関連するテーマが多くを占めてきた現状を鑑み、幼稚園・保育所等における事故の減少を図る観点から、事故防止の留意点及び事故発生時の対応を、パンフレット・ハンドブック等幼稚園・保育所等の現場において活用しやすい形状の資料としてまとめます。

##### ▶ 事故防止のための情報発信

学校等における事故防止の意識啓発及び関連する取組の充実を図ることを目的として、近年発生した重大な事故事例の発生件数、再発防止のために留意すべき点や方策について、関係者（医療、学校・園、スポーツ団体等）の知見を、広く情報共有し、受講者各自に必要な取組や相互連携等について研究協議等を行うセミナーを開催します。併せて、新しい形の事故防止啓発方法を検討し、その実現に向けた取組を行います。



事故防止

❑ 調査・研究の主な成果物



対象学校種  
幼稚園・保育所等

**概 要**  
保育中の事故の傾向と事故防止対策を掲載し、成長途上の乳幼児に起きる様々な事故について、未然に防ぐための情報をまとめました。



対象学校種  
中学校・高等学校等・高等専門学校

**概 要**  
運動部活動の事故件数のうち重症事故を対象にデータ分析を行い、事故防止の留意点をまとめました。



対象学校種 幼稚園・保育所等・小学校

**概 要**  
「固定遊具」にかかる、事故の現状を把握するとともに、事故防止のための管理と指導について、最新の知見を加えてまとめました。

▶ トレーニングカード、ワークシート

「固定遊具の事故防止マニュアル」を基に、どちらもイラストから危険を予測し、裏面で答え合わせができる構成になっています。



対象学校種 小学校

**概 要**  
休憩時間は、子供たちにとって楽しい時間ですが、事故も多くなります。そんな休憩時間の事故の傾向をまとめ、事故防止に対する留意点を掲載しています。

▶ ワークシート

休憩時間の事故の分析結果を踏まえて作成したワークシートです。授業のための指導案と併せてご活用ください。



## ② 情報の収集・整理・分析

災害共済給付によって得られた事故事例及び統計データを整理・分類し、刊行物としてまとめています。また、学校等の生活における事故防止の留意点を、学校種別に有識者が執筆したのもも掲載しています。

### ◆ 学校の管理下の災害（災害共済給付Webからダウンロードできます）

#### 第一編 災害共済給付制度の概要

#### 第二編 死亡・障害事例

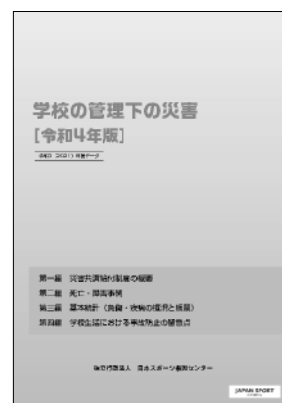
32

## II 学校の管理下における障害見舞金の状況

◆ 学校の管理下における障害見舞金の発生件数（令和3年度 給付対象事例）

表-4 場合別の発生件数

場合	発生種別	小学校		中学校	高等学校等 専攻科併設校			特別支援学校		計
		小	中	中	特	特	高	特	特	
体育（体育授業）	本大会	1	2	1						4
	長距離走	1	2	1						4
	マラソン	1	2	1						4
	陸上競技	1	2	1						4
	サッカー	1	2	1						4
	バスケットボール	1	2	1						4
	バレーボール	1	2	1						4
	ソフトボール	1	2	1						4
	テニス	1	2	1						4
	卓球	1	2	1						4
	剣道	1	2	1						4
	柔道	1	2	1						4
	空手	1	2	1						4
	少林寺拳法	1	2	1						4
	その他	1	2	1						4
計		15	30	15						60



発生件数の表と  
対応させて、  
事例を見ることが  
できます。



走り幅跳び

2021年・6 精神・神経障害 小・中・高

体育の授業中、運動場で走り幅跳びをしていた際、両足でうまく着地できず尻もちをつき、尾骨を骨折し、臀部に疼痛が残った。

ドッジボール

2021年・7 脳力障害 小・中・高

体育の授業中、体育館でドッジボールをしていて、ボールを拾おうとしたときに他の児童とぶつかって転倒した。受傷後、数日〜2週間程度の間は嘔吐の症状があったため、受診し治療を受けたが、右耳の聴力が減退した。

#### 第三編 基本統計（負傷・疾病の概況と帳票）

当該年度に最初の医療費の給付を行った児童生徒等の負傷・疾病について、男女別・場合別・場所別など様々な角度から集計し、掲載しています。学校種ごとに、どんな時に、どんなけがが多いのか等を数字で見ることができるので、例えば「小学校の跳箱運動での災害発生件数」など災害発生傾向を正確に把握することが可能です。

災害共済給付Webでは、統計データを加工してお使いいただけるよう、帳票をExcelでも公開しています。

#### 第四編 学校生活における事故防止の留意点

JSCが年度ごとに「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」「歯牙欠損見舞金」を支給した全事例を整理・分類し、統計的に死亡、障害の発生の傾向を示すとともに、発生状況を掲載しています。併せて、学校種（小学校、中学校、高等学校等・高等専門学校、特別支援学校、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等）別に有識者による児童生徒等の特性を考慮した事故防止の留意点を掲載しています。

事故防止

③ 情報発信

JSCでは、「災害共済給付Web」として、学校等の管理下における事故防止のための情報、調査研究の成果、各地域に密着した情報を掲載しています。また、すぐに教材としてご使用いただける資料も提供しています。学校等の現場で役立つ情報を随時更新していきますので、ぜひご覧ください。

URL <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

災害共済給付Web

検索



教材カード・ポスター

A4 サイズ

B2 ポスターサイズ



情報誌『災害共済給付ナビ』

事故防止のための有効な情報、調査研究成果などを年4回発信しています。

加入契約している各教育委員会及び全ての学校等に送付しています。

災害共済給付Webではバックナンバーも公開しています。



講習会・説明会

学校等関係者や教育委員会担当者などの学校等の現場に関わる方々を対象として、全国で講習会・説明会を開催しています。

▶ 災害共済給付関係

災害共済給付制度、加入手続き方法、事故発生から請求、給付までの事務手続き方法等の講習会や説明会を実施しています。

▶ 事故防止関係

学校等の管理下における事故防止の観点から、災害事例等を活用した調査研究の成果や、事故防止対策に活用いただける資料等の情報を提供します。

### ◆ 学校等事故事例検索データベース

学校等では年間約80万件の事故が発生しています。学校等事故事例検索データベースでは、このうち、平成17年度～令和3年度に災害共済給付がなされた8,797件の死亡・障害事例を掲載しています。どのような時に、大きな事故が起きているのかを簡単に調べることができます。

**学校等事故事例検索データベース**

災害共済給付がなされた8,797件の死亡・障害事例を検索できます

**こちらをクリック**

たとえば、小学校の障害件数の約半分を占めている休憩時間中のけがは、どんな状況で起きているのかを知りたいと思ったら…

まずは「災害共済給付Web」の「学校等事故事例検索データベース」のバナーをクリック!



### 学校等事故事例検索データベース

学校等事故事例検索データベースでは、災害共済給付において平成17年度～令和3年度に給付した、総数8,797件の死亡・障害事例が閲覧できます。

なお、死亡見舞金として支払った後、※**供花料**として扱うケースがあり、この場合、同じ事例が「死亡」と「供花料」の両方に重複して表示されます。

- ※ 供花料とは、学校の管理下における児童生徒等の死亡で、第三者から損害賠償が支払われたこと等により、死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。
- ※ 刊行物「学校等の管理下の災害」に掲載後、修正が生じた事例があるため、必ずしも書籍の件数と同じではありません。最新の情報はこちらの「事故事例検索データベース」をご確認ください。

データベースのご利用に当たって [PDF:2,486KB]

- **死亡見舞金** (令和5年2月1日時点) [PDF:2,486KB]
- **障害見舞金** (令和5年2月1日時点) [PDF:2,486KB]
- **供花料** (令和5年2月1日時点) [Excel:15KB]
- **歯牙欠損見舞金** (令和5年2月1日時点) [Excel:14KB]

**こちらをクリック**

どのような状況でどのような事故が発生しているのかを知ると、同様の事故の再発防止策を講じることができます!



※掲載イメージ



Excelのフィルター機能を活用することで、条件選択や表示順の並び替えが簡単に行えます。分析条件の設定がより詳細にできるようになりました。

- ポイント 1**  
集計作業が容易!
- ポイント 2**  
項目の複数選択が可能!
- ポイント 3**  
好みの表示順で閲覧可能!

★学校等事故事例検索DB.xlsx - Excel

検索

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 ヘルプ Acrobat **※掲載イメージ**

P2

理科の授業中、運動場で熱気球を飛ばす実験をしていた。黒いビニール袋に針金を通して熱気球を作り、

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1	学年	性別	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害	死亡・障害
1	平成	17	17歳1	障害	外傷・薬物部分の摂取障害	小	4	男	各教科等	理科			校内・教室内(室内・園舎内)	運動部・放課後(放課後)		理科の授業中、運動場で熱気球を飛ばす実験をしていた。黒いビニール袋に針金を通して熱気球を作り、袋に入れた熱気球にアルコールを注ぎ、火をつけて熱気球を飛ばす実験をしていた。いくつかの熱気球を飛ばした後、自分の身体を燃やそうとする意図で、黒いビニール袋を立ち上げたところ、アルコールの蒸気から火が燃え広がって発火し、その瞬間を逃げて幸災を免れた。
2	平成	17	17歳2	障害	外傷・薬物部分の摂取障害	小	5	女	各教科等	理科			校内・教室内(室内・園舎内)	授業中		理科の授業中、他の児童が砂を飛ばした音が気にならなくなり、手を隠した。それが気づかずに火が燃え広がった。
3	平成	17	17歳3	障害	外傷・薬物部分の摂取障害	小	6	男	各教科等	理科			校内・教室内(室内・園舎内)	授業中		理科実験中に、ペットボトルの中のアルコールが炎し、その熱で袋と針金にアルコールが浸し、左上側に火が燃え広がった。

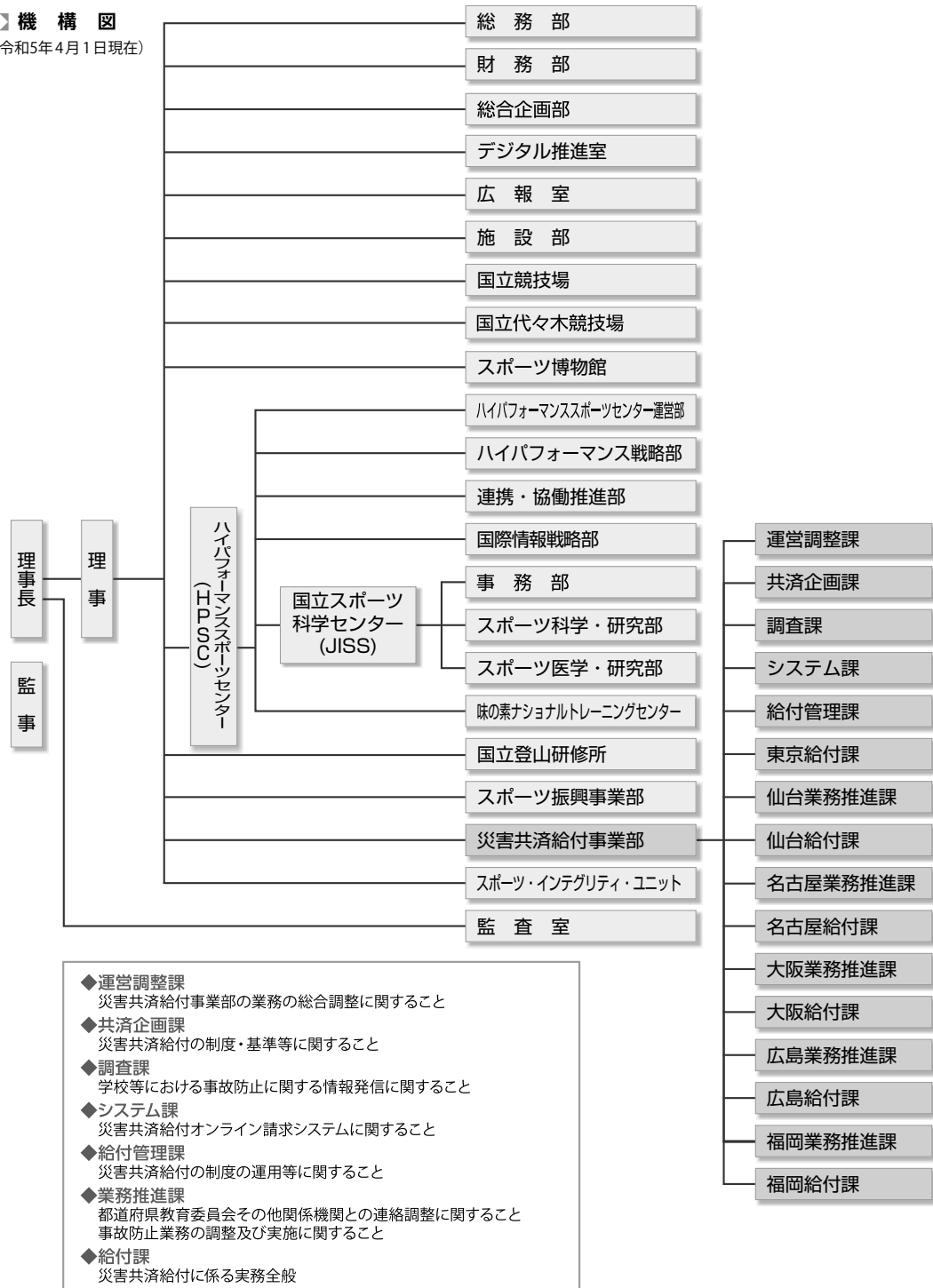
※操作方は「災害共済給付Web」内、学校等事故事例検索データベースのページをご覧ください。

## 2 組織

JSCの組織は下図のとおりです。

### □ 機 構 図

(令和5年4月1日現在)



## 3 沿革

昭 35	3	1	日本学校安全会設立
57	7	26	日本学校健康会設立(日本学校安全会と日本学校給食会を統合)
61	3	1	日本体育・学校健康センター設立(日本学校健康会と国立競技場を統合)
平 15	10	1	独立行政法人日本スポーツ振興センター設立 (日本体育・学校健康センターの事業を承継し、独立行政法人化)
17	4	1	47都道府県支部を6支所にブロック化
24	3	31	食の安全課及び検査・研修施設廃止
令 5	4	1	災害共済給付に関する業務の所管が文部科学省からこども家庭庁に移管

### 災害共済給付に関する業務のあゆみ

昭 37	4	1	学校安全に関する研究校設定開始
38	4	1	共済掛金額改定
40	4	1	学校の管理下の災害—基本統計—調査開始
40	11	26	第1回学校安全研究大会開催
41	4	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間1年を2年に改定
42	2	1	出版事業を開始
43	4	1	高等専門学校を加入対象に加える
44	4	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間2年を3年に改定 医療費支給対象下限額100円を500円に改定、障害・死亡見舞金額改定
47	4	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間3年を5年に改定、障害・死亡見舞金額改定
49	4	1	医療費の支給割合1/2を3/10又は4/10に変更、障害・死亡見舞金額改定、生花料(現行供花料)の支給開始
50	4	1	障害・死亡見舞金額改定、通学中の障害・死亡見舞金額は1/2とする規定新設
51	4	1	医療費の支給に高額療養費との調整規定新設
52	4	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定
53	4	1	共済掛金額改定、非義務教育諸学校の共済掛金に設置者負担制度を新設、障害・死亡見舞金額大幅改定、突然死に対する死亡見舞金支給規定新設、免責の特約制度新設、災害共済給付勘定への国庫補助金導入制度新設、医療費支給対象下限額500円を2,500円に改定、支給割合を4/10に統一、特別障害見舞金支給、本部審査会・嘱託専門員制度新設
55	4	1	共済掛金額改定
56	4	1	交通安全教育推進地域事業開始
59	4	1	障害見舞金額改定(第1級～第9級について)
61	4	1	死亡見舞金額改定 心肺蘇生法実技講習会開始
63	4	1	共済掛金額改定、障害見舞金額改定、医療費支給対象下限額2,500円を3,000円に改定
平 4	4	1	障害・死亡見舞金額改定
5	4	1	供花料の支給基準(支給額)を改正(支給額3万円を12万円に) 学校事故防止対策に関する実践的研究開始
6	10	1	入院時食事療養費の標準負担額(600円又は450円等)支給開始
7	4	1	学校安全普及啓発体制強化事業の開始
8	4	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定、医療費支給対象下限額3,000円を4,000円に改定
9	9	1	外来に係る薬剤一部負担額の支給制度の新設
11	4	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定、医療費支給対象下限額4,000円を5,000円に改定、医療費支給期間5年を7年に改定、共済掛金納入期限・名簿更新期限等を5月31日までに改定、供花料の支給額12万円を17万円に改定、へき地にある学校の児童生徒に対する通院費の支給制度を新設(へき地にある学校に対する救急医薬品の支給制度を廃止)

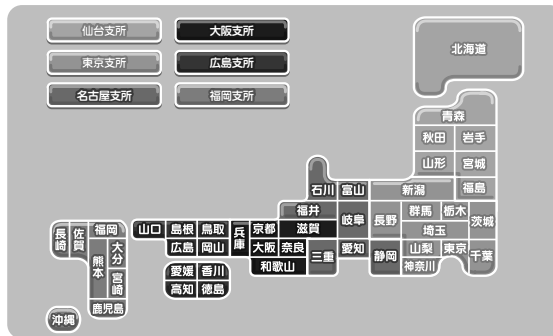
平 12	4	1	学校安全研究推進事業開始
15	4	1	医療費支給期間 7 年を 10 年に改定
17	4	1	災害共済給付オンライン請求システム導入、共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定
20	4	1	学校安全支援業務開始
27	4	1	認定こども園(幼保連携型、保育機能施設)、特定保育事業を加入対象に加える
28	4	1	義務教育学校を加入対象に加える
29	4	1	高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設、企業主導型保育施設を加入対象に加える
31	4	26	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定 年度途中に経営を開始した保育所等における契約締結期限・共済掛金支払期限の設定
令 3	4	1	歯牙欠損見舞金の支給制度を新設

## 4 所在地一覧

### ◆災害共済給付事業部

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1

日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階 ■ 運営調整課 … TEL:03-5410-9158 ■ 調査課 … TEL:03-5410-9154



### ◆災害共済給付等担当地域一覧

所在地	担当課	担当地域	TEL	FAX
仙台支所 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階	仙台給付課審査第一係	北海道、青森県、岩手県	022-716-2107	
	仙台給付課審査第二係	宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2108	022-264-7633
	仙台業務推進課		022-716-2106	
東京支所 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階	東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9162 03-5410-9163	
	名古屋給付課審査第一係	福井県、愛知県、三重県	052-533-7822	
名古屋支所 〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階	名古屋給付課審査第二係	富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7823	052-562-0688
	名古屋業務推進課		052-533-7821	
	大阪給付課審査第一係	大阪府、奈良県、和歌山県	06-6456-3602	
大阪支所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階	大阪給付課審査第二係	滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3603	06-6456-3666
	大阪業務推進課		06-6456-3601	
	広島給付課審査第一係	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-511-2956	
広島支所 〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階	広島給付課審査第二係	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2957	082-222-2827
	広島業務推進課		082-511-2822	
	福岡給付課審査第一係	福岡県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8725	
福岡支所 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階	福岡給付課審査第二係	佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8726	092-771-7763
	福岡業務推進課		092-738-8720	

※お問合せ受付時間: 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く。)

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
ウェブサイト  
<https://www.jpnsport.go.jp>



災害共済給付事業部ウェブサイト  
[災害共済給付Web]  
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



## 2 災害共済給付過去5年間の推移

### (1) 発生件数と発生率

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	発生件数 (件)	発生率 (%)	発生件数 (件)	発生率 (%)	発生件数 (件)	発生率 (%)	発生件数 (件)	発生率 (%)	発生件数 (件)	発生率 (%)
総 数	991,013	6.02	959,714	5.87	746,913	4.61	838,886	5.23	802,929	5.06
小 学 校	344,087	5.36	333,137	5.23	263,385	4.17	294,738	4.72	281,768	4.56
中 学 校	318,734	9.78	303,550	9.39	221,705	6.86	251,865	7.74	244,783	7.57
高等学校等	255,630	7.38	249,741	7.33	189,951	5.69	210,547	6.42	202,749	6.24
高等専門学校	2,248	3.94	2,130	3.76	1,106	1.96	1,760	3.12	1,702	3.03
幼 稚 園	17,323	1.79	16,417	1.79	14,707	1.71	16,432	2.04	14,136	1.93
幼保連携型 認定こども園	11,714	2.29	13,751	2.35	15,164	2.38	18,177	2.71	17,173	2.47
保 育 所 等	41,277	2.30	40,988	2.30	40,895	2.32	45,367	2.60	40,618	2.37

※発生率 = 負傷・疾病の発生件数 ÷ 加入者(除要保護) × 100 (%)

### (2) 負傷と疾病の発生件数

(件)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病
総 数	908,584	82,429	881,141	78,573	689,218	57,695	776,519	62,367	742,272	60,657
小 学 校	323,962	20,125	313,226	19,911	247,773	15,612	277,463	17,275	264,975	16,793
中 学 校	290,723	28,011	277,552	25,998	204,048	17,657	233,253	18,612	226,408	18,375
高等学校等	227,632	27,998	223,558	26,183	172,123	17,828	191,606	18,941	184,325	18,424
高等専門学校	2,083	165	1,964	166	1,024	82	1,641	119	1,596	106
幼 稚 園	16,019	1,304	15,199	1,218	13,557	1,150	15,144	1,288	12,927	1,209
幼保連携型 認定こども園	10,696	1,018	12,464	1,287	13,747	1,417	16,460	1,717	15,495	1,678
保 育 所 等	37,469	3,808	37,178	3,810	36,946	3,949	40,952	4,415	36,546	4,072



### (3) 死亡の発生件数の推移

学校等の管理下における死亡について、過去5年間の推移状況は下表のとおりである。

なお、供花料とは、死亡事故において、対自動車事故など第三者から本センターの死亡見舞金を上回る損害賠償が支払われたために、死亡見舞金を給付しなかったものに支給されるものである。

(件)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	死亡	供花料	死亡	供花料	死亡	供花料	死亡	供花料	死亡	供花料
総 数	74	10	56	15	44	18	42	16	41	17
小 学 校	13	3	11	5	4	2	8	2	8	3
中 学 校	27	1	20	3	10	2	16	5	10	3
高等学校等	28	6	23	5	26	12	14	7	21	11
高等専門学校	1	0	0	0	1	0	4	1	1	0
幼 稚 園	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
幼保連携型 認定こども園	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
保 育 所 等	4	0	2	2	2	1	0	0	1	0

※給付した校種の件数である。

### (4) 障害の発生件数の推移

学校等の管理下における障害について、過去5年間の推移状況は下表のとおりである。「治ゆ時」の欄は、傷病が治ゆし、障害の状態となったときに在籍した学校種別ごとの件数であり、「原傷病発生時」は、障害を残すものとなった傷病が発生したときに在籍した学校種別ごとの件数である。

(件)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	治ゆ時	原傷病 発生時	治ゆ時	原傷病 発生時	治ゆ時	原傷病 発生時	治ゆ時	原傷病 発生時	治ゆ時	原傷病 発生時
総 数	403	403	363	363	393	393	321	321	259	259
小 学 校	71	96	60	100	48	77	51	85	34	64
中 学 校	88	124	68	94	97	139	65	89	51	64
高等学校等	229	160	226	157	239	165	192	130	165	119
高等専門学校	4	2	1	1	1	1	0	0	1	1
幼 稚 園	7	11	3	4	1	3	0	1	1	2
幼保連携型 認定こども園	1	1	2	2	0	1	3	2	1	1
保 育 所 等	3	9	3	5	7	7	10	14	6	8

### 3 死亡見舞金の給付対象となる災害の範囲

対象となる災害の範囲	
死 亡	学校等の管理下において発生した事例に起因する死亡及び学校給食等による中毒・熱中症等所定の疾病に直接起因する死亡

### 4 障害見舞金の等級別障害程度一覧

JSCが障害見舞金を支給する障害は、児童生徒等の負傷又は疾病が治った場合において存する障害のうち、下表に掲げる障害である。

なお、歯牙障害については、JSCの認定基準において若干緩和した運用をしており、前歯の場合は3本以上でなく2本の欠損でもその歯牙欠損の補綴を行うための両側の歯牙についても歯科補綴を行ったものの歯数に算入することになっている。

等級	障害
第一級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第二級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

<p>第五級</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 一上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>5 一下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 一上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 一下肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>
<p>第六級</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</li> </ol>
<p>第七級</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの</li> <li>7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</li> <li>8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睪丸を失ったもの</li> </ol>
<p>第八級</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの</li> <li>4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</li> <li>5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>8 一上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 一下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 一足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>

第九級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 一眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>9 一耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</li> <li>13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</li> <li>14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</li> <li>15 一足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>17 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ol>
第十級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 正面視で複視を残すもの</li> <li>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>4 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</li> <li>8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</li> <li>10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ol>
第十一級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 脊柱に変形を残すもの</li> <li>8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</li> <li>9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ol>

第十二級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>8 長管骨に変形を残すもの</li> <li>9 一手の小指を失ったもの</li> <li>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> <li>11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</li> <li>12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> <li>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>14 外貌に醜状を残すもの</li> </ol>
第十三級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>3 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一手の小指の用を廃したもの</li> <li>8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</li> <li>11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したものの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものの</li> </ol>
第十四級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</li> <li>9 局部に神経症状を残すもの</li> </ol>

備 考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の障害に該当しない障害であって、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。